

社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会 女性の活躍に関する情報の公表

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

①採用した労働者に占める女性労働者の割合

【計算方法】

直近の事業年度の女性の採用者数（中途採用含む）÷ 直近の事業年度の採用者数（中途採用含む）× 100（％）

【令和6年4月1日～令和7年3月31日 採用者】

	女性の採用者数	全体の採用者数	割合（％）
法人全体	27人	32人	84.4％
正職員	10人	13人	76.9％
常勤職員	12人	13人	92.3％
パート	5人	6人	83.3％

②管理職に占める女性労働者の割合

【計算方法】

女性の管理職数 ÷ 管理職数 × 100%

※「管理職」とは、「課長級」と「課長級よりも上位の役職」にある労働者をいう。

令和6年度 女性管理職 4 名 ÷ 令和6年度 管理職 13 名 = 30.8 %

③男女の賃金の差異

男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合で示す。

- 対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 賃金範囲:期末勤勉手当を除く
- 対象範囲:年度を通して在籍したもの

	男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
法人全体	74.8%
正職員	79.7%
常勤職員	107.2%
パート	94.0%

【職業生活と家庭生活との両立】

①男女の平均継続勤務年数の差異

※期間の定めのない労働契約を締結している労働者及び同一の使用者との間で締結された期間の定めのある労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える労働者が対象。

【令和2年4月1日付採用以前の職員】

	男性職員		女性職員	
	人数	平均年数	人数	平均年数
法人全体	124人	12年3ヶ月	445人	14年1ヶ月
正職員	93人	16年2ヶ月	225人	12年11ヶ月
常勤職員	28人	12年5ヶ月	159人	15年1ヶ月
パート	3人	8年2ヶ月	61人	14年4ヶ月

③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

【計算方法】

「各月の対象労働者の（法定時間外労働+法定休日労働）の総時間数の合計」÷「対象労働者数」

対象月	総時間数	対象労働者数	平均残業時間
R6.4月	1,426	669	2.13
R6.5月	1,339	668	2.00
R6.6月	1,260	664	1.90
R6.7月	741	662	1.12
R6.8月	1,092	661	1.65
R6.9月	1,792	660	2.72
R6.10月	720	656	1.10
R6.11月	1,330	654	2.03
R6.12月	1,671	653	2.56
R7.1月	2,487	651	3.82
R7.2月	1,099	650	1.69
R7.3月	990	655	1.51